

「紙おしぼり」・「お手ふき」の表示・広告自主基準

1. 目的

「紙おしぼり」・「お手ふき」（以下本品という）に適正な表示を行うことによって、生活者の適切な使用を確保することを目的とする。

2. 定義

本品とは、安全・衛生自主基準で定める構成成分液を基布に含浸したもので、主として人の手指の汚れを取ることを目的に使用される製品をいう。

3. 用途範囲

3.1 手、指ふき

その他の用途範囲を表示する場合は、「ウェットティッシュ」の表示・広告自主基準を適用する。

4. 表示および広告等の規制

次に挙げる表示は、本品の容器又は被包のほか広告についてもその標榜をしてはならない。

4.1 乳幼児（24 ヶ月以内）への使用を薦める字句、イラスト、図案及び写真

4.2 授乳時の乳首・乳房、目、性器又は肛門等への使用を薦める字句、イラスト、図案及び写真

4.3 殺菌又は消毒の字句

4.4 滅菌の字句（但し、高圧蒸気滅菌処理品については「滅菌処理済」と表示できる）

4.5 除菌の字句

4.6 化粧品の効能・効果を表す字句、又は効果を類推させる字句

5. 表示すべき事項

5.1 枠内表示を行う事項（統一表示）

（1）表示事項

①品名（「紙おしぼり」または「お手ふき」と表示）

②成分名（全成分とする）

③表示すべき事項

④問い合わせ先としての製造業者、販売業者または授与者の名称、住所および電話番号

（2）枠の様式

表示例1（横書き）または表示例2（縦書き）に示すとおり。なお、枠と文字の大きさは明瞭記載であれば任意とする他、枠内表示の字数が多いときは外枠のみでも良いこととする（表示例3）。

(表示例 1)

(一社) 日本衛生材料工業連合会自主基準による表示	
品 名	紙おしぼり
成 分	水、エタノール、PG、メチルパラベン、香料
寸法・枚数	150mm×200mm、20枚
製造者名	日清工株式会社 KL
	〒105-0013 東京都港区浜松町 1-2-3
	お客様相談室 03-6403-5351

(表示例 2)

(一社) 日本衛生材料工業連合会自主基準による表示	
品 名	紙おしぼり
成 分	水、エタノール、PG、メチルパラベン、香料
寸法・枚数	150mm×200mm、20枚
製造者名	日清工株式会社
	〒105-0013 東京都港区浜松町 1-2-3
	お客様相談室 03(6403)5351

(表示例 3)

(一社) 日本衛生材料工業連合会自主基準による表示	
品 名：紙おしぼり / 成 分：水、エタノール、PG、メチルパラベン、香料 / 寸法・枚数：150mm×200mm、20枚 / 製造・販売業者名：日清工株式会社 〒105-0013 東京都港区浜松町 1-2-3 お客様相談室 03-6403-5351	

(表示例 4)

(一社) 日本衛生材料工業連合会自主基準による表示	
品 名	紙おしぼり
成 分	水、エタノール、PG、メチルパラベン、香料
寸法・枚数	150mm×200mm、20枚
日清工株式会社 〒105-0013 東京都港区浜松町 1-2-3 お客様相談室 03-6403-5351	

(3) 枠内表示の様式

①品名欄

項目名を「品名」とし「紙おしぼり」又は「お手ふき」と記載する（表示例 1）。

②成分名欄

項目名を「成分」とし、全成分表示とする。表示方法は「化粧品の全成分表示の表示方法等について（平成 13 年 3 月 6 日、医薬審発第 163 号・医薬監麻発第 220 号）」に準ずる。

③基布の寸法・入り数欄

項目名を「寸法・入り数」又は「寸法・枚数」とする。なお、入り数が 1 枚の場合は、入り数表示を省略できる。

④業者名欄

項目名の表記は下記から選択する。

1) 製造者名のみを表示する場合（表示例1）

「製造」又は「製造者」又は「製造者名」又は「製造業者名」

2) 販売者名のみを表示する場合

「販売」又は「販売者」又は「販売者名」又は「販売業者名」

「発売」又は「発売者」又は「発売者名」又は「発売業者名」

3) 製造者名と販売名の両方を表示する場合

「製造・販売」又は「製造・販売者」又は「製造・販売者名」又は「製造・販売業者名」

なお、項目名を記載せずに業者名のみを記載してもよい（表示例4）。

また、OEM製造等で業者名欄に会員の業者名を記載しない場合は、あらかじめ登録したアルファベット2文字の会員記号を記載する。記載場所は非会員業者名の後とする（表示例1）。

(4) 表示対象

原則、個包装ごとに前項（1）および（2）に基づいて表示を行うこと。ただし、個包装に十分な表示面積の確保が困難な場合には、個包装に下記簡略表示を行う。

①製造業者、販売業者または授与者の名称または商標

②製造番号または製造記号

かつ、最少販売単位（ダンボール、外装など）に前項（1）および（2）に基づいた表示を行うこと。

なお、業務用紙おしぼりのダンボール表示については前項（1）の③基布の寸法および入数の表示を省略できることとする。

5.2 その他枠外に表示すべき事項

(1) 製造番号または製造記号

付則 昭和61年 7月1日 制定

平成 6年 4月1日 改正

平成13年 4月1日 改正

平成15年 4月1日 改正

平成16年10月1日 改正

平成25年 4月1日 改正